

# 令和5年度 帯広市ばんえい競馬番組編成要領

## 第1 趣旨

令和5年度において帯広市が行う地方競馬(以下「ばんえい競馬」という)の競馬番組の作成は、帯広市ばんえい競馬実施条例及び帯広市ばんえい競馬実施条例施行規則(以下「規則」という)に基づいて、この要領の定めるところにより行う。

## 第2 定義

- 1 この要領において「収得賞金」とは、競馬番組で示した賞金額で、千円未満を切り捨てた額とする。
- 2 この要領において「通算収得賞金」とは、令和2年度以降の収得賞金とする。ただし、牝馬の収得賞金のうち、令和2、3、4年度の牝馬限定で編成した重賞及び特別競走の賞金額については、1/2を乗じた額とし、令和2、3、4年度の2歳牡馬限定競走の賞金額については、1/2を乗じた額とする。

## 第3 出走申込馬の資格

次の各号全部の条件をそなえていること。

- 1 地方競馬全国協会の登録を受けた馬。
- 2 軽種及び軽半血種以外の馬。
- 3 日本国内で生産された馬。
- 4 2歳以上の馬。
- 5 能力検査に合格した馬。

## 第4 出走の拒否

- 1 此疾の程度が重い馬。
- 2 能力調教再検査(タイムに関する能力注意を受けた馬を含む)を指示された馬は、その開催の残余期間。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 3 尋常蹄鉄を使用しない馬。ただし、委員長が特に処置を認めた場合はこの限りでない。
- 4 失明馬、片眼の視力が正常でない馬。
- 5 出走申込日までに委任状(規則第105条第2項)及び競走馬預託契約書の写しを提出しなかった馬。
- 6 規則第78条第1項により、期日までに賞金返還に応じなかった馬主の馬。
- 7 民事執行法の規定による差押えを受けている馬及び民事保全法の規定による仮差押えを受けている馬。
- 8 アナボルクステロイドが検出され出走停止を受けた馬は出走の日から起算して6か月間。

ただし、管理調教師が陽性判明後に(公財)競走馬理化学研究所による自主検査を受け、当該薬物が残留していないことが証明された馬はこの限りでない。

## 第5 出走の制限及び競走の取り止め

- 1 1競走における出走頭数は、10頭以下とする。
- 2 普通競走において、前項に定める頭数を超えて出走投票があった場合は、抽選により出走馬を決定する。
- 3 前項により出走できなかった馬は、競馬番組で示す当該馬が出走できる最初の競走に限り、出走投票した馬に優先出走を認める。
- 4 出走投票の結果、1競走の頭数も6頭以下の場合はその競走を取り止め、新たに競走を設けることができる。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 5 B4及びC2クラスにおいて、本年度の第13回開催終了時点における本年度収得賞金額が当該クラスの1着賞金相当額に満たない場合は、第14回開催以降その馬の出走申込を受け付けず、来年度の要能力検査馬とする。  
(1) B4及びC2クラスにおいて、本年度の第13回開催終了時点で本年度未出走の馬は、必要に応じて馬検査等を受けた上で出走申込することができるが、最終開催終了時に本年度収得賞金額が当該クラスの1着賞金相当額に満たない場合は、来年度の要能力検査馬とする。

- (2) 要能力検査馬となった馬は、出走申込するために次年度以降の能力検査に合格しなければならない。
- (3) 本年度中に1回以上1着入線した馬及び本年度で10歳以上の馬は、上記編成除外の対象外とする。
- (4) 今後の在厩馬の状況により、第5の5項について変更等を行う場合がある。

## 第6 騎乗の制限及び減量騎手の取扱い

### 1 騎乗の制限

- (1) 騎手の1日の騎乗回数は、8回までとする。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りでない。
- (2) 騎乗を変更した騎手は、翌日の騎乗を認めない。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りでない。

### 2 減量騎手の取扱い

- (1) 年度初日の通算勝利度数によるばんえい重量の軽減は下表のとおりとし、重賞・特別競走においては、ばんえい重量の軽減は行わない。

#### ア、男性騎手

減量重量	ばんえい重量の調整	表示
10 kg	1 通算勝利度数が50勝未満の騎手 2 免許取得5年以下で、通算勝利度数50勝以上100勝未満の騎手は当該年度10勝まで減量する。	☆

#### イ、女性騎手

減量重量	ばんえい重量の調整	表示
20 Kg	1 通算勝利度数が50勝未満の騎手 2 免許取得5年以下で、通算勝利度数50勝以上100勝未満の騎手は当該年度10勝まで減量する	△
10 kg	上記以外の騎手	☆

※「免許取得5年以下」とは、5年に達する月を含む年度末までとする。

- (2)すでに出走投票された競走については、(1)の勝利度数を超えた場合でも、減量騎手と同様の扱いとする。

## 第7 格付

馬齢及び収得賞金により下記のとおり格付けする。

### 1 2歳

2歳馬の本年度収得賞金順に格付けする。

### 2 3歳以上

- (1)5歳以上及び3・4歳で通算収得賞金210万円以上の馬は、下記のとおり格付けする。

級	オープン	A1	A2	B1	B2	B3	B4
	1000万円以上	1000万円未満	700万円未満	550万円未満	440万円未満	350万円未満	280万円未満

- (2) 3・4歳で通算収得賞金210万円未満の馬は、下記のとおり格付けする。

級	C1	C2
	210万円未満	110万円未満

第8 負担重量

1 騎手重量

騎手重量は77kgとする。

2 ばんえい重量

(1)規定重量

(イ)普通競走

馬齢、通算取得賞金及び開催回により、下記のとおりとする。

5歳以上及び3・4歳で通算取得賞金210万円以上の馬

重量区分	オープン	A1	A2	B1	B2	B3	B4
	1000万円 以上	1000万円 未満	700万円 未満	550万円 未満	440万円 未満	350万円 未満	280万円 未満
第1回～第3回	660 kg	650 kg	640 kg	630 kg	620 kg	610 kg	600 kg
第4回～第6回	670 kg	660 kg	650 kg	640 kg	630 kg	620 kg	610 kg
第7回～第8回	680 kg	670 kg	660 kg	650 kg	640 kg	630 kg	620 kg
第9回～第10回	680 kg	670 kg	660 kg	650 kg	640 kg	630 kg	620 kg
第11回～第12回	690 kg	680 kg	670 kg	660 kg	650 kg	640 kg	630 kg
第13回～第15回	700 kg	690 kg	680 kg	670 kg	660 kg	650 kg	640 kg
第16回～第18回	710 kg	700 kg	690 kg	680 kg	670 kg	660 kg	650 kg
第19回～第21回	720 kg	710 kg	700 kg	690 kg	680 kg	670 kg	660 kg
第22回～第24回	730 kg	720 kg	710 kg	700 kg	690 kg	680 kg	670 kg
第25回	740 kg	730 kg	720 kg	710 kg	700 kg	690 kg	680 kg

3・4歳で通算取得賞金210万円未満の馬

重量区分	C1	C2	重量区分	C1	C2
	210万円未満	110万円未満		210万円未満	110万円未満
第1回～第3回	580 kg	570 kg	第16回～第18回	640 kg	630 kg
第4回～第6回	590 kg	580 kg	第19回～第21回	650 kg	640 kg
第7回～第8回	600 kg	590 kg	第22回～第24回	660 kg	650 kg
第9回～第10回	610 kg	600 kg	第25回	670 kg	660 kg
第11回～第12回	620 kg	610 kg			
第13回～第15回	630 kg	620 kg			

2 歳

	第1回～ 第3回	第4回～ 第5回	第6回～ 第7回	第8回～ 第10回	第11回～ 第12回	第13回～ 第14回	第15回～ 第17回	第18回～ 第20回	第21回～ 第23回	第24回～ 第25回
A	490kg	500kg	510kg	520kg	530kg	540kg	550kg	560kg	570kg	580kg
B	490kg	490kg	500kg	510kg	520kg	530kg	540kg	550kg	560kg	570kg
C	490kg	490kg	490kg	500kg	510kg	520kg	530kg	540kg	550kg	560kg
D	490kg	490kg	490kg	500kg	500kg	510kg	520kg	530kg	540kg	550kg

ア、Dには新馬、受賞、未受賞を含む。

ア、3歳以上280万円未満以上に格付けされた3歳及び4歳馬の減量条件は次のとおりとする。

	第1回～第8回	第9回～第19回	第20回～第25回
3 歳	20 kg	10 kg	
4 歳	10 kg		

イ、牝馬は20kg、2歳及び3歳のせん馬は10kg減量する。

ウ、3歳以上280万円未満以上に格付けされた馬は、本年度収得賞金160万円につき5kg加増する。

エ、2歳馬は本年度収得賞金140万円につき5kg加増する。

(ロ)重賞・特別競走

ア、3歳以上280万円未満以上に格付けされた3歳及び4歳馬の減量条件は次のとおりとする。

	第1回～第19回	第20回～第25回
3 歳	20 kg	10 kg
4 歳	10 kg	

イ、3歳以上280万円未満以上に格付けされた馬は、本年度収得賞金150万円につき5kg加増する。

ウ、性別による加減の条件は、普通競走に準じて行う。

エ、3歳以上の特別競走の規程の基礎重量は、第1から第7回開催までは普通競走の規程重量の20kg増、第8回開催以降は30kg増とする。

## (2)別定重量

ア、競馬番組において基礎重量及び次の区分による別定条件を発表し、下記の条件により加減する。

区 分	条 件
定 量	同一重量
別定1-a	本年度取得賞金170万円につき10kg加増
別定1-b	本年度取得賞金220万円につき10kg加増
別定2-a	1重量格につき10kg加減 オープン馬は本年度取得賞金180万円につき10kg加増
別定2-b	1重量格につき10kg加減 オープン馬は本年度取得賞金220万円につき10kg加増
別定3-a	1重量格につき10kg加減
別定3-b	1重量区分につき10kg加減
別定4	番組編成会議において決定する

重量格は、1000万円以上(オープン)、1000万円未満、700万円未満、550万円未満(440万円未満を含む)、350万円未満(280万円未満を含む)、210万円未満(110万円未満を含む3・4歳)とする。

イ、馬齢及び性別による加減の条件は、特別競走に準じて行う。

第9 ア、第1回、7回、12回の開催において、3歳以上馬の1走目を通算取得賞金順に編成する。

イ、3歳以上の競走においては、複数の級からなる混合競走を編成する場合がある。

第10 勝馬確定後の失格及び着順の変更に伴う賞金の取扱い

- 1 勝馬確定後の失格により賞金が返還される場合は、当該競走の取得賞金額から減算する。
- 2 勝馬確定後の着順の変更により賞金が交付される場合は、当該競走の取得賞金額に加算する。
- 3 加算又は減算された取得賞金額は、勝馬確定後の失格及び着順の変更が行われた日以降の競走に適用する。ただし、その開催の番組編成が終了している場合は、次開催から適用する。

第11 在厩頭数が680頭以上となり、かつ出走申込馬の数が当該開催の編成可能頭数を超えた場合、本年度取得賞金下位の馬について出走の制限を実施する場合がある。

第12 準重賞競走については、特別競走に準じて行う。

第13 この番組編成要領の馬齢は、1月以降の開催においてはそれぞれ1歳を加えて読み替える。

第14 令和5年4月1日以降に10歳以上である馬は、令和6年4月1日以降の開催には出走できない。

※今後の在厩馬の状況に応じて、変更等を行う場合がある。

第15 この要領に定めるもののほか、番組編成上必要な事項は番組編成会議で別に定める。